

公 告

「佐賀県総合運動場等整備基本設計等に係るコンストラクション・マネジメント業務委託」について、公募型プロポーザル方式で委託業者の選定を行いますので、技術提案書提出意思表示書等の受付の期間及び方法を次のとおり公告します。

平成 29 年 9 月 5 日

佐賀県地域交流部文化・スポーツ交流局スポーツ課長

1 業務委託の概要

- (1) 発注機関名 地域交流部文化・スポーツ交流局スポーツ課
- (2) 業務名 佐賀県総合運動場等整備基本設計等に係るコンストラクション・マネジメント業務委託
- (3) 業務場所 佐賀市
- (4) 業務内容 平成 29 年度中に行われるマネジメント業務として、①発注者要求等の事前の整理、②基本計画精査、③基本設計者選定方法等の支援、④基本設計初期段階での支援、⑤許認可に関わる支援、⑥業務報告書の作成等 の業務を行う。
※業務内容については、特記仕様書による。
- (5) 業務予定期間 契約締結日から平成 30 年 3 月 30 日まで

2 技術提案書の提出をもとめる者（以下「技術提案書提出者」という。）に関する事項

本業務に参加を希望するものは、次に掲げるすべての要件を満たす単体企業とする。

- (1) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和 28 年佐賀県規則第 21 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき「建築士事務所」の入札参加資格の決定（公告日時点）を受けていること、又は、入札参加資格の決定を受けていない場合は 12 に記載の書類を提出し、審査の結果、入札参加資格の決定を受けていることと同等と認められること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 条）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、本業務の技術提案書提出意思表示書の提出期限日から開札の日までの間に受けていないこと。
- (4) 本業務の技術提案書提出意思表示書提出期限日の 6 か月前から開札の日までの間に、金融機関等において不渡り手形等を出していないこと。
- (5) 本業務の開札までの間に、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。ただし、更正又は再生計画の許可が決定されたもので、入札参加資格審査申請書を再度提出し、公告に掲載されている入札参加資格の決定を受けたもの又は必要書類を提出したものを除く。
- (6) 本業務の他の技術提案書提出意思表示書提出者と資本又は人事面において強い関連がある者でないこと。

「資本又は人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ア 法人税法施行令第4条第2項及び第4項に該当する者（会社）。
- イ 一方の会社の役員（株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役、持分会社の業務を執行する社員及び法人格のある組合等の理事に限る。以下同じ。）が、他の会社の役員を現に兼ねている会社。
- ウ 一方の会社の役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職にある会社。

(7) 佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。

「佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ク 役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあっては当該個人以外の者で営業所を代表する者をいう。）にイからキまでに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人
- ケ イからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(8) 発注者の業務支援を行うコンストラクション・マネージャー（CMR）として、次のア又はイに記す業務（以下、「CM業務」という。）の内、いずれかの段階について、平成19年度以降に完了した、本業務と同種又は類似の業務実績（元請としての業務に限り、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。）を1件以上有すること。

ア 基本計画・設計者選定・設計・発注・施工の各段階において、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立った、基本計画策定支援、設計者選定支援、設計の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種マネジメント業務

（2002年 国土交通省「CM方式活用ガイドライン」参照）

イ 日本コンストラクション・マネジメント協会発行「CM（コンストラクション・マネジメント）業務委託契約約款・業務委託書（2009年6月改定版）」に記載の1. 基本計画段階、2. 基本設計段階、3. 実施設計段階、4. 工事発注段階、5. 工事段階のCM業務

※同種業務:国及び地方公共団体等が発注した延べ面積が 20,000 m²以上の建築物の新築又は改築に係る基本設計段階から工事施工段階までの間に実施されたコンストラクション・マネジメント業務

※類似業務:延べ面積が 20,000 m²以上の建築物の新築又は改築に係る基本設計段階から工事施工段階までの間に実施されたコンストラクション・マネジメント業務

※国又は地方公共団体等が発注する工事

○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第2項に定める公共工事

○ 「医療法(昭和23年法律第205号)第31条に定める公的医療機関」、「国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に定める国立大学法人」及び「地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に定める公立大学法人」が発注する工事

(9) 下記の要件を満たす各技術者を配置できるものであること。なお、ここでの同種又は類似業務は(8)のとおりとする。

イ) 管理技術者

- ・認定コンストラクション・マネージャー(日本コンストラクション・マネジメント協会の資格試験に合格し登録した者(以下、「CCMJ」という。))及び建築士法第2条第2項に規定する一級建築士(以下、「一級建築士」という。)の資格を有する者であること。
- ・CM業務の内、いずれかの段階について、平成19年度以降に完了した、本業務と同種又は類似の業務実績を1件以上有すること。

ロ) 主任担当技術者

- ・「建築(総合)」主任担当技術者は、「CCMJ」又は一級建築士(資格取得後2年以上の実務経験を有する者)であること。
- ・「建築(総合)」主任担当技術者は、CM業務の内、いずれかの段階について、平成19年度以降に完了した、本業務と同種又は類似の業務実績を1件以上有すること。
- ・「建築(構造)」主任担当技術者は、「CCMJ」、一級建築士又は構造設計一級建築士を有する者であること。
- ・「電気設備」主任担当技術者は、「CCMJ」、一級建築士、設備設計一級建築士又は建築設備士を有する者であること。
- ・「機械設備」主任担当技術者は、「CCMJ」、一級建築士、設備設計一級建築士又は建築設備士を有する者であること。
- ・「建設コスト管理」主任担当技術者は、「CCMJ」、建築コスト管理士又は建築積算士を有する者であること。
- ・「工事施工計画」主任担当技術者は、「CCMJ」又は一級建築施工管理技士を有する者であること。

ハ) 管理技術者は、各主任担当技術者を兼任していないこと。また、建築(総合)主任担当技術者についても、他の主任担当技術者を兼任していないこと。

ニ) 「建築(総合)」主任担当技術者を必ず配置するものとし、その他の主任担当技術者については、本業務の履行上必要な者を適宜配置すること。(ただし、配置予定技術者の評価点合計に関わるため、注意すること。)

ホ) 配置予定の技術者は、技術提案書提出者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であり、技術提案書提出意思表明書提出日時点で3か月以上の雇用関係を有する者であること。

※「管理技術者」とは、業務の技術上の管理を行う者をいう。

※「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

3 技術提案書提出意思表示書及び提出資料

- (1) 技術提案書提出意思表示書（様式第1号）
- (2) 同種（類似）業務実績調書（様式第1-1号）
（業務の実績を証する書類として **TECRIS** 又は契約書等及び業務内容が分かる仕様書等の写しを添付すること。）
- (3) 配置予定技術者調書（様式第1-2号）
（資格を証する書類として資格者証等の写しを、業務の実績を証する書類として **TECRIS** 又は契約上の届出等の写しを添付すること。）
- (4) 営業所一覧表
- (5) 誓約書

4 技術提案書提出意思表示書及び提出資料の受付期間等

下記の期間、下記の受付場所に郵送（書留などの配達記録が残る方法によること。）もしくは持参すること。なお、提出資料に不備があった場合、受付締切日時までに到達しなかった場合は、参加要件審査の際、「技術提案書提出者の非選定」となるので注意すること。

<受付期間>

平成29年9月5日から平成29年9月15日まで（県の休日を除く。）の9時から16時まで。
なお、郵送による場合も、上記の日時までに下記受付場所に必着とする。

<受付場所>

佐賀県 地域交流部 文化・スポーツ交流局 スポーツ課 総合運動場等整備推進室
（〒840-8570 佐賀市城内1-1-59）
電話番号 0952-25-7482

5 技術提案書提出者の参加要件の確認

提出資料を審査し、技術提案書提出者としての参加要件を確認し、平成29年9月22日までに通知する。

本業務の技術提案書を提出できるのは、技術提案書提出者選定通知を受けた者に限る。

なお、選定した業者数が2者に達しなかった場合は、この案件を中止する。

6 非選定通知を受けた者に対する非選定理由の説明

- (1) 技術提案書提出者として選定されなかった業者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を郵送により通知する。
- (2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は任意）により、非選定理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面「非選定理由説明回答書」により行う。
- (4) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ①受付場所：佐賀県地域交流部文化・スポーツ交流局 スポーツ課 総合運動場等整備推進室
（〒840-8570 佐賀市城内1-1-59）
電話番号 0952-25-7482
 - ②受付時間：9時から16時まで

7 技術提案書の受付期間

技術提案書は、下記の期間、下記の受付場所に郵送（書留などの配達記録が残る方法によること。）もしくは持参すること。なお、提出資料に不備があった場合、受付締切日時までに到達しなかった

場合は、参加要件審査の際、「技術提案書の非特定」となるので注意すること。

<受付期間>

平成29年9月25日から平成29年10月6日まで(県の休日を除く。)の9時から16時まで。
なお、郵送による場合も、上記の日時までには下記受付場所に必着とする。

<受付場所>

佐賀県 地域交流部 文化・スポーツ交流局 スポーツ課 総合運動場等整備推進室
(〒840-8570 佐賀市城内1-1-59)
電話番号 0952-25-7482

<その他>

技術提案書の様式は、様式第4-1号、様式第4-2号、様式第4-3号、様式第4-4号、様式第4-5号、様式第4-6号、様式第4-7号によるものとする。併せて、参考見積書(様式は任意)を作成し提出すること。(詳細は、公募型プロポーザル実施要領を参照)要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

8 技術提案書の評価方法

(1) 書面審査による以下についての1次審査(応募者数によっては省略する場合がある。)を行い、ヒアリングを行う者を選定する。1次審査を行う場合、審査結果は平成29年10月17日(予定)までに書面にて通知し、選定された者に対してはヒアリングへの出席を書面にて要請する。

- ア 配置予定技術者の実績及び能力
- イ 業務の理解度及び実施手順
- ウ 技術提案の的確性・実現性・独創性

(2) 1次審査で選定した者を対象として、下記についてのヒアリングを実施し、受託候補者を特定する。

- ア 業務の理解度及び実施手順
- イ 技術提案の的確性・実現性・独創性
- ウ 専門技術力・コミュニケーション力・取組姿勢
- エ 1次審査のアの結果

9 非選定通知を受けた者に対する非選定理由の説明

(1) ヒアリング実施者として選定されなかった業者に対しては、選定されなかった旨とその理由(非選定理由)を郵送により通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、書面(様式は任意)により、非選定理由について説明を求めることができる。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に書面「非選定理由説明回答書」により行う。

(4) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

①受付場所：佐賀県地域交流部文化・スポーツ交流局 スポーツ課 総合運動場等整備推進室
(〒840-8570 佐賀市城内1-1-59)

電話番号 0952-25-7482

②受付時間：9時から16時まで

10 技術提案書に関するヒアリング

(1) 実施場所、日時及び出席者

①実施場所：佐賀県庁(予定)

②実施日時：平成 29 年 10 月 19 日から平成 29 年 10 月 24 日（実施時間は協議の上、決定する。）

③出席者：管理技術者又は「建築（総合）」主任担当技術者で 2 名以内とする。また、補助者として、主任担当技術者（「建築（総合）」主任担当技術者を除く）の同席を認める。但し、補助者は、ヒアリングに対し直接発言することはできない。なお、原則として代理者の出席は認めない。

(2) ヒアリング項目

①管理技術者（又は主任担当技術者）の経歴について

②管理技術者（又は主任担当技術者）の業務実績について

③業務の実施方針、業務のフローチャート・工程計画及び特定テーマに対する取組方法等について

(3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(4) ヒアリングに出席しない場合の取扱い

受注意思がないものとみなし、原則として特定しない。ただし、病気、交通機関の事故等真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合は、この限りでない。（該当する場合はその旨を理由と共に書面（書式自由、ただし、A4 版とする。）にて提出すること。）

(5) その他

プロポーザルの実施等に関する詳細については、公募型プロポーザル実施要領、ヒアリング実施要領及び技術提案書評価要領（1）、（2）を参照すること。

1 1 技術提案書の特定、非特定通知について

(1) 技術提案書の特定通知及び協議

提出のあった技術提案書を審査し、最適なものを特定する。特定した技術提案書の提出者に対して特定した旨の通知を平成 29 年 10 月 24 日までに行う。なお、特定した者と協議を行い、随意契約を行う。

(2) 技術提案書の非特定通知及び非特定理由の説明

特定しなかった者に対して、特定しなかった旨及び特定しなかった理由を通知する。

非特定の通知を受けた者は通知をした日の翌日から起算して 5 日（県の休日を含まない。）以内に、書面（様式は任意）により、発注者に対して特定されなかった理由についての説明を求めることができる。

発注者は、上記の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（県の休日を含まない。）以内に、書面により回答する。

1 2 入札参加資格の決定を受けていない場合の提出書類

(1) 出資状況等調査票

(2) 誓約書

(3) 佐賀県税に未納がない証明書（原本）

※県内の県税事務所で取得可。

※佐賀県内に営業所等がない場合、「課税額なし」の証明書（原本）を提出すること。

※申請日から 3 か月以内に発行されたものであること。

(4) 消費税等に未納がない証明書（写し可）

※主たる営業所（本店）を管轄する税務署で取得可。

※「様式その 3」又は「様式その 3 の 3」。

※申請日から 3 か月以内に発行されたものであること。

(5) 委任状（本店から営業所等に契約締結の権限を委任するもの）

※主たる営業所（本店）以外に委任する場合。

(6) 建築士事務所登録通知書又は建築士事務所登録証明書（写し可）

※各県の建築士事務所協会で発行。

※委任する（上記（5）を提出する）場合、委任先の都道府県の登録になっていること。

※証明書の場合、申請日から3か月以内に発行されたものであること。

(7) 営業経歴書

(8) 実績調書

1.3 その他

(1) 契約保証金

納付すること。ただし、佐賀県財務規則第116条の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、業務委託料の10分の1以上とする。

(2) 公告の内容についての質問の受け付け及び回答

①質問の受け付け

本業務に関する質問は、文書（様式任意、ただし、規格はA4版）により行うものとし、持参、又は電子メールのいずれかの方法で受け付ける。ただし電子メールの場合は、着信を確認すること。

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

<質問の受付担当課>

佐賀県 地域交流部 文化・スポーツ交流局 スポーツ課 総合運動場等整備推進室

(〒840-8570 佐賀市城内1-1-59)

電話番号 0952-25-7482

メールアドレス sports@pref.saga.lg.jp

<質問の受付期間>

平成29年9月5日から平成29年9月29日までの9時から16時まで

②質問に対する回答

質問を受理した日から5日以内に、質問のあった者に対しては直接書面または電子メールで回答し、同時に佐賀県庁ホームページ上で閲覧に供する。

(3) 前金払 有（契約金額の30%以内）

(4) 部分払 有

(5) 参加報酬は無報酬とする。

(6) 著作権は参加者に帰属するが、公表等の使用については、参加者は承諾するものとする。

(7) 本業務の成果に基づき、CM業務の有用性が確認できた場合、引き続き本格的な基本設計段階、実施設計段階、工事発注段階、施工段階の各段階においてCM業務を別途随意契約することがある。そのため今回の受託業者特定にあたっては、これらのCM業務の遂行に必要な技術者配置を求めることとし、また、今後の業務実施能力等について本業務の審査項目とするものとする。

(8) (7) の場合、本業務に配置予定の各技術者が引き続き業務を遂行することとする。

(9) 本業務及び平成30年度以降に実施予定のコンストラクション・マネジメント業務委託の受託者及びその関連企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者、又は、一方の会社の役員が他方の

会社役員を兼ねている者)は、今後発注する予定の佐賀県総合運動場等整備に係る基本設計、実施設計等業務の受託者及び工事の請負者となることはできない。

(10) その他

本業務の案件名称は、落札決定通知時に変更する場合がありますので注意すること。

なお、入札心得については、佐賀県ホームページトップページ→<電子入札>ボタン→「佐賀県電子入札システム専用ホームページ」に掲載しているので、確認すること。